

平成28年第2回太子町議会定例会（第461回町議会）会議録（第3日）

平成28年3月4日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第3号 平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 2 議案第4号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 3 議案第5号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第6号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第7号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第8号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第9号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 8 議案第10号 町道路線の認定について
- 9 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 10 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について
- 11 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第16号 太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 17 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 23 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算
- 26 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 27 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 28 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 29 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 30 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 31 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

- 1 議案第3号 平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）
- 2 議案第4号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 3 議案第5号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第6号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 5 議案第7号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第8号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第9号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 8 議案第10号 町道路線の認定について
- 9 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 10 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について
- 11 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 議案第15号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第16号 太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第20号 太子町行政不服審査関係手数料条例の制定について
- 17 議案第21号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 議案第24号 太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第25号 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第26号 太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 23 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 24 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 25 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算
- 26 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算
- 27 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算
- 28 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算
- 29 議案第33号 平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算
- 30 議案第34号 平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算
- 31 議案第35号 平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算

会議に出席した議員

1 番	長谷川 正 信	2 番	玉 田 正 典
3 番	神 南 隆 司	4 番	中 薮 清 志
5 番	堀 卓 史	6 番	藤 澤 元之介
7 番	首 藤 佳 隆	8 番	福 井 輝 昭
9 番	平 田 孝 義	10 番	吉 田 日出夫
11 番	清 原 良 典	12 番	中 島 貞 次
13 番	服 部 千 秋	14 番	橋 本 恭 子
15 番	森 田 眞 一	16 番	井 村 淳 子

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 岡田俊彦
書記 友政美紀

書記 森文彰

説明のため出席した者の職氏名

町長 北川嘉明
教育長 寺田寛文
生活福祉部長 三輪元昭
教育次長 宗野祐幸
総務課長 山本紀弘
町民課長 三木孝秀
高年介護課長 森田好紀
まちづくり課長 八幡充治

副町長 八幡儀則
総務部長 堀恭一
経済建設部長 堂本正広
財政課長 森川勝
税務課長 北陽一郎
生活環境課長 塩井英裕
産業経済課長 杉原勝由
上下水道事業所長 森川敏文

(開議 午前10時00分)

○議長(井村淳子) 皆さんおはようございます。

平成28年第2回太子町議会定例会第3日目におそいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成28年第2回太子町議会定例会を再開します。

総務部長より発言を求められておりますので、許可します。

○総務部長(堀 恭一) 机上にお配りさせていただいております今回提出されました議案の中に誤りを見つけましたので、正誤表もつけて示させていただきます。

まず最初に、一般会計の予算書の中の給与明細書、207ページですけれども、その差し引き増減のところで引き算が間違っておりますので、その部分の委員数の訂正、それと208ページも比較増減のところで、職員手当の増減額が差し引き違っておりますので、訂正のほうをお願いします。

それと、議案第31号で介護保険特別会計の当初予算でございますけど、これにつきましても予算書の23ページで嘱託職員の人数を「2名」としておりますのを「1名」と訂正をお願いします。

それと最後に、議案第35号、兵庫県太子町の水道事業会計予算の当初予算でございますけれども、これにつきましては17ページの27年度の損益計算書の期間が年度誤りをしておりまして、1年ずれておりますので訂正のほうをよろしくお願いします。

それと、18ページの見出しのところで、①で資産の部で「固定資産」という字句が脱漏しておりますので、これについても訂正をお願いします。

本当に貴重な時間をいただきまして、職員のミスにより訂正が遅れましたことをおわび申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(井村淳子) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第3号 平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)

○議長(井村淳子) 日程第1、議案第3号平成27年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に

提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

補正予算のほうで少しでも確認したいんですけども、27年度の国の補正予算のほうでいろいろ補正予算が上がってるんですけども、実際、太子町で今回の補正で国の補正予算を使っているのは、確認させていただくと年金生活者等支援臨時福祉給付金のものと、自治体情報セキュリティ強化対策事業、この2点ということによろしいでしょうか。ほかのものはされてないということなのか、特に注目されてました一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策としての創設で、地方創生加速化交付金というのがあって、全国的にもいろんな事業がニュース等で流れてて、今回の国の補正予算の目玉になってるのかなと思いますけども、その辺の活用のことを考えられたらどうかということをお願いします。

○議長（井村淳子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） お尋ねの件でございますが、今回国の補正予算1号に絡むもので補正させていただいておりますのが、先ほど申されました年金生活者の分、それから情報セキュリティの分、それともう一点、地方交付税の調整額の復活ということで、今回5号補正のほうで補正をさせていただいております。それと、加速化交付金、地方創生がらみでございますが、これにつきましてはモデル事業、本当にモデル的なものということでございますので、検討はいたしました。当町では該当はないということで、今回見送らせていただいております。

以上です。

濟いませぬ、もう1つ。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） おはようございます。

生活福祉部のほうで、国庫補助金のところで個人番号カード交付事業補助金につきまし

ても、国の27年度補正予算のほうを対応しております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 まず、5ページをお願いいたします。

繰越明許費の関係でございますが、6件追加されておりますが、上3つは国の補正予算に基づくものかと、先ほどもありましたけれども、思います。これは、繰り越し前提で事業化をするものだと思いますが、それでいいのかなということを確認したいと思います。一番下2つは、町独自の理由によるものと思いますけれども、これも繰り越し前提で今回の補正に計上したのかなと思うんですが、その確認をしたいと思います。

そして、網干線を含んで、以上6件です。今回の6件の終了時期はいつなのかということを確認したいと思います。

それともう一点、ここ数年来、国の補正でこういう手法を、繰り越し前提で3月に押し込んで、そして繰り越し前提でやっていくわけですけれども、地方自治法でいう会計年度独立の原則というのがもう崩れてしまうんじゃないかと私思ってるんです。決算をうつと当該年度の分と、それから前年度から繰り越しされてきた分と、それぞれ表示はされてるんですけど、やっぱり不明確になってしまうんですね、対象事業全体が。そういった意味で、この方式は私は常態化してるのはちょっと問題かなと思ってるんですけど、それに対する御所見を聞きたいと思います。

それと……。

（「議長」の声あり）

ああ、ごめんなさいね、まだ質問があります。

それから、12ページと13ページの関係です。

保育所の保育料、私立分は減額されとんです。そして、市外からの受託を受けてる分に

ついても減額と。そして、次のページに行くと、公立保育所の使用料については増額なんです。ということは、これ実績に基づくものだと思うんだけど、たまたま偶然なのか、公立と私立の関係で偶然こうなったのかどうか、そこを確認したいと思います。

それと、22ページ、21からも続いているんですけども、財政調整基金の繰入金の減額でございます。これも一定、財政課長からいろいろとお聞きしましたがけれども、例年ならこの時期、国庫金とか県費とかその他特定財源がどんどん出てきて、一般財源を減少させる、そのために虎の子の財政調整基金の繰り入れをもっと減らせるはずやと思うんですね、例年そうやってきてるんです。今年はそれがなかなか十分できないということは、やはり今年度は庁舎建設のそういう影響が大きいと私は思うとるんですけど、そういう考え方でええのかどうか確認したいと思います。

それと、28ページ、情報セキュリティシステムの構築、改修の関係です。

これは、本来国の責務でやるために国は市町村に財源を100%補償するということから始まってると思うんだけど、16ページ、国庫補助は775万円、ほいで24ページ、町債、起債の発行は770万円ということで5万円、町の負担が出るわけですね。こういったことは、何かおかしくないかなと私は思う、国の施策でそういうことをされてるんだったら、きちっと財源手当ては100%にせないかんのちゃうかなと思うんですけども、これについて説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 私のほうからは、まず情報セキュリティ強化対策事業でございます。これにつきましては、御質問の中でございました国の補正予算に基づく事業として実施されるものでございます。これにつきましては、国がこれまでの年金問題での漏えい、また今回の個人番号制度に基づくものとして、セキュリティの強化を非常に重要視

したため、緊急に補正予算として組んだものでございます。これによって、いわゆる公共団体のインターネット接続が全て一般公衆回線を使わずに実施するというので、大規模なセキュリティー対策をするというようなことが盛り込まれております。これにつきましては、当然この時期に補正予算を組まれたので、事業実施は来年度になるということで、一応29年7月から番号制度のネットワークシステムが開始されますので、それに向けて今後努力していくということになっております。

それと、庁舎建設に伴う財政調整基金ということで、当初2億円の繰り入れを予定して事業着手をしております。今年度について、最終的に1億円幾らかの金額がそのまま残ったという状態になってるんですけども、3億6,600万円ほど、いわゆる財調として残ってるんですけども、そのうちの2億円相当額については庁舎建設ということで予定していたものでございまして、今回こういうことで財政調整基金が残ったということは、通年ならその部分を減額できるんですけども、今現在申し上げましたように、大型事業等がございますので、今年度はやむを得ないかなというふうに思っております。

それともう一点、会計年度独立の原則で、いわゆるこっだけ繰越明許費が増えて、年度間の区分けが非常に曖昧になっているという御指摘でございますけれども、それは議員さんおっしゃるとおりでございます。国というものは、3月に補正予算を組むタイミングを最近常に見計らっております。これにつきましては、国の税収等の収納の問題等も絡みまして、どうしても景気を底上げするためにその時期に補正予算を組んで、市町村にその事業を展開してもらおうということで実施しております。これは、本来の姿とは違うと思っておりますけれども、こうした状況で我々としてはやっぴいかなるを得ないというようなことで、今後とも国等には十分な事業を考える時間を欲しいと思っておりますので、当然当初で計上

できるように、ゆっくりした事業説明を行っていただきたいと要望してまいりたいと思います。

それと、先ほど情報セキュリティのときもおっしゃられましたけども、確かに国の施策が100%本来国庫負担すべきものを、結構町に負担がございます。個人番号のことにつきましても、今回の情報セキュリティにつきましても、今現在1,550万円ということで5万円だけの負担ということになっておりますけれども、これにつきましても果たして1,550万円でするものかどうか、それにあわせた形での予算計上ということで、繰越明許費が設定しております。実際、業者等に聞きますと、どこの団体も数千万円かかるんではなかろうかというようなことを言っております。そうした中で、今年度緊急の補正予算ということになっておりますので、いわゆる国から得られる、今現在示されてる限度額の範囲内で予算計上していると。それに、もし万が一足らなくて、どうしても実施できないということになれば、また新年度予算で補正をかけなければならないと、そういうような状況が続いております。そうした状況も踏まえながら、今後国と地方の財政負担のあり方というものを十分に考えまして、市町村が国の負担をすることのないように、今後とも各団体を通じまして国に要望してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 個人番号カード交付事業の繰り越しにつきましては、こちらのほうも国の補正予算のほうで増額になったということで、今回上げさせてもらっております。これにつきましては、通知カードが届いて、個人番号カードの申請が国が見込んでおったよりもかなり大幅に伸びているようで、なかなかすぐの対応ができない。交付に関しましても、個人番号の発行につきましては通信関係で混み合っている平日なんかは、1人につき20分から30分ぐらいかかってしま

うということで、なかなか交付がはかどらない、しかし個人番号カードは続々とでき上がって届いておるという状況の中で、繰り越しをして引き続き事業をやっていくということになりました。現在、2月の末で個人番号カードが384枚交付が済んでおります。

それと、年金生活等支援臨時福祉金給付事業ですけれども、こちらにつきましても国の補正予算ということで対応になっております。こちらにつきましては、6月の末までに給付を完了しなさいということでございます。それにつきまして鋭意準備を進めていきたいと考えております。遅くとも8月には全ての方で完了をたてたいと考えております。

それと、保育所の保育料につきましてはですが、私立の保育所につきまして減額となっております。この1つの理由としましては、私立保育所の中で、これは主に減額の理由なんですけれども、委託につきましては認定こども園が増えまして、保育料を認定こども園につきましては園が徴収するという事になったため、当初のときにそれがうまく反映できておりませんでしたので、今回その分につきまして補正をさせていただいております。

それと、公立斑鳩保育所の分、保育料が追加になっている分につきましては、26年度までの旧制度では、公立保育所につきましては保育料を居住市町が徴収しておりました。そのため、受託児童の保育料はこの科目の中に含まれておりませんでした。しかし、平成27年度の新制度以降、施設所在の市町が保育料を徴収するという事になり、このたび斑鳩保育所の保育料につきましては、その分が上乘せになっているというのが主な原因でございます。

それと、保育料の当初予算の算定につきまして、前年の11月の平均の保育料を算定して、それに見込みの児童数を掛けておる関係で、年度が変わりまして所得が変わりますと若干変更があるということで、その分も影響してるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 繰り越しの社会教育費の2件についての完了時期はいつかという御質問だったというふうに思います。

その点につきましては、文化会館の研修室につきましては、これについては今実施設計のほうがほぼ完了をしております。あと工事ということでございますので、約二、三カ月ぐらいかかるのではないかなというふうに思っております。

それと、南総合センターにつきましては、これも基本設計までの繰り越しということでございます。今土質調査のほうをかかっておりますので、あと基本設計のほう、これも約3カ月ぐらいかかるのではないかなというふうには想像しております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 私のほうから、繰越明許の網干線外道路整備事業でございます。

これにつきましては、場所については糸井の新しいセブンイレブンができたところの北側で、龍野線と網干線の交差する部分の用地交渉ということで、ちょうど龍野線との交差部分でありますので、龍野土木事務所と歩調を合わせながらの交渉で、今年度については9件の交渉の成立を見込んでおります。このうち、合意のめどはついてるんですけどもまだ支払いが済んでないものについて翌年度に繰り越させていただいて、完了させるということで、一応9月をめどにしていますけれども、できるだけ早い時点で交渉し次第お支払いしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

森田眞一議員。

○森田眞一議員 説明の42ページ、一般質問である議員が聞いたんですけども、説明の内容がちょっとよくわからなかったんで再度

質問させてもらいます。

節13委託料、農地費です。ヒナサイ山水路改良工事実施設計委託料の減額、これもう一度、なぜこれを減額するのに至ったのか。28年度見込みはどうか、それについて質問させていただきます。

それから、同じく46ページ、都市計画総務費の節19負担金・補助及び交付金の部分です。これ420万円の住宅耐震改修促進事業の補助金の減額なんですけれども、当初で450万円だったと思うんですけども、ほとんどが減額の状況になっております。これの理由及び問題点は何なのかということをお聞きしたいと思います。

それと、48ページの教育振興費の負担金・補助及び補助金で、小中学校対外文化・運動競技等大会選手派遣補助金ですけども、追加で175万9,000円、これ当初では160万円やって、当初以上の金額が追加になったというふうに思うんですけど、何か特別な派遣の理由があったのかお知らせいただきたいということ。

それと、同じページの教育振興費、一番最後の行の扶助費、要保護・準要保護児童援助費減額でございますけれども、説明では決算見込みによるということでありまして。これは、次のページ、50ページの上の中学校費の要保護、準要保護の部分と同じく聞きたいんですけども、今、新聞等報道を見てみますと、日本全体で非常に困窮の社会が増え、児童の教育に対する環境が非常に悪くなるというふうな報道がされるんですけど、太子町ではこの要保護、準要保護の傾向というんでしょうか、増えてるんでしょうか、減ってるんでしょうか、どういう状況なのかお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、私のほうからは42ページのヒナサイ山の委託料の減額でございます。

これにつきましては、ヒナサイ山への進入

路であります通路があるんですけども、その横に側溝がありまして、その側溝を大きくして水のはけをよくするというので、実施設計を行う予定をしておりました。所有者は天満山の自治会が持っているものと思って進める予定をしておったんですけども、いろいろ関係の自治会等に確認したところ、いやいや、うちの所有ではありませんよということで、いろいろと調査した結果、あそこを造成した業者が条件の1つとして道をつけることと、水路をつけることということで、あそこを購入されて造成したという、そういう事実がわかりました。一応、所有者の方に何とか利用等々、今後の維持管理もあわせて交渉を重ねたんですけども、なかなか購入していただけるかと、そういう話もあったりするんですけど、そういった事情で、とりあえず今回実施設計の委託料は減額させていただいて、所有者との交渉が終わった時点で再度補正とか、そういった形でいち早く計上させていただきたいというふうに考えております。

次に、46ページの住宅耐震改修促進事業補助金の減額でございます。

これにつきましては、防災ベッド、それから建てかえ、購入ということで、建てかえ、購入につきましてはそれぞれ100万円の補助2件分、それから防災ベッドについては、15万円の2件で30万円の補助を見込んでおまして、わが家の耐震改修のほうで2件の予定が3戸になったということで合計420万円の減額をしております。これについては、新たな制度であったことと、啓発がちょっと不十分なために、それと改修されるコストが高額であるということもあわせて申し込みがなかったため、減額をさせていただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 48ページの負担金・補助及び交付金175万9,000円の追加の理由でございますが、太子両中学校の県大会出場が大幅に増えております。これについて

は、やはりそれぞれの部活動がその成果によって県大会出場という、当初の見込みよりは多くなってきております。

それから、準要保護の人数の増減の理由でございますが、実際には年々準要保護の人数については、若干ではございますが増えている傾向でございます。やはり、生活していく上で家庭の事情によって収入が少ないというところで準要保護の申請が多く出てきております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 減額の。減額になっているけど。

○教育次長（宗野祐幸） 減額ですけども、これについては当初見込みよりは27年度については少し人数が減っているということでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 2点だけお伺いしたいんですけど、14ページの民生費国庫負担金の中で、児童手当負担金、先ほど神南議員のほうからも指摘がありましたけど、これも関連してだと思っておりますけど、その減額、2,346万4,000円、これ中身というか減額の理由をお聞きしたいんですけど。

あと一点、16ページの道路橋りょう費補助金、前に説明があったかなと思うんですけど、ちょっと聞き漏らしておりましたんで、これ金額がかなり大きな減額の中身なので、この減額の理由としては何があったのかというのと、この2点だけをお伺いいたします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 児童手当の負担金減額につきましては、当初予定しておりました支給対象者の減になります。細かく分けて算定のほうはしておるんですけど、実際にもう残りわずかになりまして、このたび精算の見込みを立てたところ、減額にせざるを得ないというような状況になっております。



以上です。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 私からは、16ページの道路橋りょう費補助金でございます。

これにつきましては、当初3億8,000万円の事業費を見込んでおまして、その国庫補助として10分の5.5で2億900万円を予定しておりましたが、先ほど繰越明許でも若干触れたんですけれども、用地交渉の結果、なかなか御理解いただけないような部分がありまして、それと当然龍野線との絡みもありますんで、龍野土木事務所と歩調を合わせるというようなところもあります。そういったところでなかなか交渉が進まなくて、この分の国庫補助を減額させていただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 40ページ、予防費のところの子宮頸がん予防接種委託料、これが減額というのは、まああまりリスクがあるということで差し控えるようにみたいな感じやっと思ったんですけど、この差し控えるということはやめなさいということじゃないですね。だから、再開の可能性があるのかっていうのと、あとたしか子宮頸がんを打つときに、回数、3回か打たないと勘定しないんですよ。例えば1回打って今差し控えるということになって、やめてる人なんかやったら次どうしたらいいのかなあ。有効期限みたいなんがあるのかなと思って。

それと、42ページ、先ほどの農地費のところなんですけど、委託料でマイナスが3つですよ、ヒナサイ山と圃場整備と。その隣り、財源のところなんですけど、国庫から300万円出ると。これちょっと理屈がわからへんかなと思って。この説明だけお願いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、おっしゃる

とおり3回接種、そして平成25年6月から接種勧奨を控えておるといことで、今回は、27年度につきましては接種勧奨も解除されるのかなと、差し控えが解除されるのかなと見込んでおったんですけども、まだ現時点で接種勧奨の差し控えということが解消されておられませんので、ちょっとそれを待って、よければ再開のほうという見込みになろうかと思えます。それと、1回打たれて2回目、3回目の間隔があいてということなんですけども、こちらにつきましては、今の段階ではわかりかねます、済いません。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 委託料で岩見構の下の圃場整備絡みでございます。

これにつきましては、もともと県からの配分が1,300万円であるというふうの内示がありまして、それに基づいて予算計上しておりました。ところが、県のほうで他の地域での予算の残が出たので、太子町のほうに追加配分されたということで、補助としては300万円増えておりますが、事業としてはこういう形で減額をさせていただいているということです。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第4号 平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（井村淳子） 日程第2、議案第4号平成27年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 6ページと10ページとの関係なのですが、10ページの歳出で、歳出予算の額は増えてないんだけど、財源の内訳が大きく変更しているという形で、特定財源が減って一般財源6,400万円という大きな一般財源に振りかわってるわけですけども、その変更となった理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定の繰入金について、医療保険制度の改革に伴う国庫補助制度の拡充が27年度より開始されたため、要は27年度の当初予算に国庫補助の拡充の具体的な積算方法が示されておらなかったため、当初予算に反映をしておりませんでした。それが今回はっきりと出てきた関係で、負の補正のほうを上げさせてもらっております。

それと、療養給付費負担金につきましては、1月に提出しました負担金に変更申請の額に基づいて予算措置を行っております。この変更申請につきましては、国が示した指数に基づいて算出しております。決算終了後の実際の支出額との差額は、実績報告を踏まえて翌年度に精算するという形をとっております。

それと、国・県調整交付金につきましては、療養給付費負担金の額の移動に比例させて、減額のほうを補正させてもらっております。その辺で、歳出の部分で移動が、実際の

少ない分にもかかわらず、歳入のほうで変動があったということでございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 8ページの節3 出産育児一時金等繰入金、これも繰入金なんですけど、252万円、これも減少しておりますけど、この減少の理由と、さらにこれに関連して医療費、保健事業費、節13の委託料、特定健診委託料が減額となっておりますが、この特定健診に対する率が悪くなった関係での減額なのか、この2点を聞かせていただきたいんですけど。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 出産一時金の減額につきましては、当初見込みで40件を予定しておりましたが、決算見込みとしまして31件と、9件減っておる関係での減額となっております。

それと、特定健診の委託料の減額についてですが、平成26年度の受診者が1,733人ございました。25年度より伸びた関係で、27年度予算編成するとき少し延ばして予算編成をしました。実際には、現在のところ1,748人と15人増えてはおるんですが、当初目標に掲げておった人数には及びませんでしたので、今回減額のほうをさせていただくようになりました。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第5号 平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)

○議長(井村淳子) 日程第3、議案第5号平成27年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 先ほどの国保特会と同じように、今回の介護保険の特会も同じことが起きているわけですね。

10ページを見てみますと、介護サービス費の関係で、12月議会で大きく補正をいたしました。そして介護サービス費の今まさに執行中でございますけれども、この執行額については増やしていないんだけど、歳出予算は増えてないんだけど、財源内訳が大きく変わってしまった。国庫金、県費金、そして支払基金から来る分も含めて、特定の財源が減って一般財源へ大きくシフトしたというその関係、それを説明いただきたいと思いのと、次のページ、12ページ、これも関係するのかもわかりませんが、介護給付費準備基金積立金を今回大きく減らしております。ということは、介護保険は大体3年ローリング方式で保険料を見直して行って、保険料を余り多く上げないようにということで、初年度はちょっぴり黒字、2年目がとんとん、3年目がちょっと赤字という形で、3カ年通しての財源率を計算して保険料を決めると言うんですね。そういった意味で、今回次年度、または次々年度以降へ積立金を積んどかんと、2年目以降が厳しくなるんじゃない

いかなと私は思ってるんですけども、その積み立てをやめてしまったということで、後年度の財政運営がうまくいくのかなという心配をしてるわけですけども、それについて説明をいただきたいと思います。

○議長(井村淳子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(三輪元昭) 歳入のほうでかなり動きがあるということでございますが、収入金のほうにつきましては、今回交付申請をして交付決定を受けた額に基づいて、マイナスという形で計上のほうはさせてもらっております。それに基づく財源更正というような流れにはなっておるんですが、介護保険につきましては今回第1年度目でございます。当初予算を算定するときに、計画そのものがまだきちっと確立してなかったところがございます。予算計上についてもかなり苦勞したように聞いております。その関係で、12月につきましても大きな額を補正させていただいたような形になっております。

それと、今回準備基金のほうを4,900万円ほど減額させていただいておるんですが、これにつきましては、やはり給付費の増大が想定以上であったということと、それから保険料の算定の部分での最初の積み上げが少し不足しておった部分がございます。見込みとしてももう少し入るかなというようなところがあったんですけども、軽減世帯の関係で、そこで軽減があったりとかってというような部分もあって、保険料が思ったほど伸びなかったこともありまして、今回その繰越金を使って給付費に充てるということをさせていただいたかなということで計上させていただきました。ただ、繰越金のほうが少し、——まだ比較的にははっきりしないんですが、ありそうなので、現在基金が1,419万円ほどあるんですが、それに上乗せして、28年度に準備基金として使っていきたいと考えております。2年度目につきましては、何とか本当にとんとんという形で移行させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 神南隆司議員。

○神南隆司議員 少し一般質問的になってしまえますけれども、ちょっとお許しいただきたいと思います。

先ほど部長、御答弁いただいたんですけど、国費とか県費がやっぱり実績に基づいて減ってしまったという、そこからこういうことが起きたんですけど、先の福祉文教常任委員会にも普通調整交付金とか、そういったものを太子町は得られてないんだと。本来は、もっと5%の枠まで増やしてほしいんやという、そのための努力をしてほしいんやという陳情が福祉文教常任委員会に上がったと思うんですけど、福祉文教常任委員会は残念ながらそれについては採択まで至らなかったんですけど、私はやはりそういった負担比率っていうのは、国の、これも本来、介護保険は国の制度ですから、国が提唱した制度を法律に基づいてやってる制度ですから、国が本来5%の枠を、普通調整交付金で認めとんやったら、やはり高齢者が少ないとか、高齢者の所得が高いとかってそういう特殊事情をもって減らすというようなことは私よくないと思うんですね。やはり、本来国の負担率はきちっと守るべきだと思うんだけど、それについて、収入増を図っていかんと、これ1号被保険者を含めて、保険料がアップするばかりですから、その辺の普通調整交付金も含めまして、国費、県費の充実を図っていただくための呼びかけというんですか、そういったものを努力していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 太子町につきましては、おっしゃられるとおり、調整交付金につきましては調整交付金を5%を満たす条件というんですか、それを下回ってるというんですか、比較的若年層が高いということと、他市町に比べると、それぞれの所得が少し高いというような条件の中で、0.4とか0.3とかっていうことで推移しております。

今後、少しずつは伸びてくると考えており

ます。28年度の調整交付金の予測は0.5、それでも4.5足りませんので、まだまだというところなんですけども、機会あるごとに見直しというのを何とかならないものかということのを県、国を通して上のほうに伝えられたらと、そういうふうには考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 二、三点お聞きします。

6ページの介護給付費交付金の中で、これも減額が多いですけど、見込み額にこれもよるものだと思うんですけど、予算による見込みということで上げられてるんですけど、どういう見込みが、違いとか、その内容をお聞かせいただきたいのと、さらに、10ページの節13委託料、この中の番号制度に伴う介護保険システムの改修委託料の減額、これも減額になってるんですけど、これは国の政策によるものであって、減額になった理由と、さらに12ページの積立金、これも事前に説明があったかなと思うんですけど、基金積立金の減額の理由、4億9,465万円、これもどのような理由というんか、その内容をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） このたびの交付決定による減額というものにつきましては、やはり当初予算を介護保険計画の策定前に予算組みをした関係もございまして、見込みとしていい見込みができてなかったというのが大きな原因になるかと思えます。

それと、番号制度に伴う介護保険システム改修委託料の減額につきましては、契約の残でございまして。当初予定しておりました委託料よりも、実際に契約した委託料の額のほうが少なかったということで、減額させていただいております。

それと、準備金の積立金の減額につきましては、介護給付費に充てるために一度ここで減額をさせていただいて、改めて年度を終了

しましたら、自己資金のほうをもう一度こちらのほうに積み戻していきたいと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第6号 平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（井村淳子） 日程第4、議案第6号平成27年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 6ページをお願いいたします。

歳入の関係で、保険料のところです。それぞれ特別徴収、普通徴収が追加されております。担当の方に聞くと、特徴、普徴の現時点での数を教えていただきたいというところと、いろいろと異動があったりしてなかなか確定数値が出ないんだというようなことも、以前に、決算のときにもお聞きしたこともあります。

そういった意味で、特別徴収、普通徴収のそれぞれの、現時点で結構ですので、人数をお教えいただきたいと思います。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 後期高齢者医療保険につきましては特別徴収、普通徴収という形で、年金からの天引きと納付書で納めていただくというのがあるんですけども、当初予算等を作成する段階で、県の広域連合のほうから太子町の保険料は全体で幾らですよというふうな通知が来ます。その中で、24年度からスタートしたわけなんですけども、これまででは7割が特徴、3割が普徴という大体の線が出ております。それで当初予算のほうは計上しています。ところが、総人数の中で、この分に対応する特別徴収の人数、普通徴収の人数という仕分けができていない関係で、決算のときにやっとその数字が出るような状況になっております。申しわけありませんが、今の段階でその人数が出せませんので、御容赦ください。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第7号 平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（井村淳子） 日程第5、議案第7号平成27年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第8号 平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（井村淳子） 日程第6、議案第8号平成27年度兵庫県太子町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第9号 平成27年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（井村淳子） 日程第7、議案第9号平成27年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 さほど難しい質問でもないんですけども、当初の説明のときに言われたとも思いますが、今世の中では非常に低金利、マイナス金利という現状で、一般の方にしてはローンの借りかえとか、早急に今検討し始めてる状態である中で、この下水道の借り入れ等の利子に大変大きく影響……。

○議長（井村淳子） 今水道事業会計してません。

○清原良典議員 水道にしてもね、利子の発生に伴う関係で、この現時点でどのように当局としては努力、交渉されたのか、その辺をお伺いします。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 起債等の償還につきましては、そのたびごとに決められたパーセントで、何年償還というのが決まっております。当然、そういったことが変われば、また見直しがあれば変更することもありますけれども、一応当初のまま変更がなければ、そういう形での起債の償還ということになります。また、今おっしゃっているように、金利が下がっているということもありますので、できるだけ営業外収益として資産を運用したりして、歳入に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（井村淳子） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第10号 町道路線の認定について

○議長（井村淳子） 日程第8、議案第10号町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 ちょっと参考のためにお聞きしたいんですけども、今回のこの道路、西には在来の町道があるんですけども、たしか東へは抜け切っていないと思うんですけども、そういう条件は何か決め事がありますね。抜け切らないでも何メートル以上とか、総延長ね、そこに何軒以上の住宅が建てば、別に抜け切らないでも町道として認めるとか、例えば1軒だけのことで道がついても、なかなかこれは町道と、町のほうも今後維持していくのに金がかかりますからね、その辺ちょっと決め事があるんなら参考に教えていただきたいなど。

以上です。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然、西側につきましては6メートル道路に拡幅すると同じ条件で……。

（「聞こえへん、マイク、マイク」の声あり）

○議長（井村淳子） もう一度最初から。

○経済建設部長（堂本正広） この造成につきましては、西側につきましては当然現道がありますし、そこを6メートルに拡幅するというので町道認定の対象としておりますし、東側につきましても里道があります。ただし、1メートル程度の里道ですので基準に合う道路ではありませんので、通り抜けというような形にはなりませんけれども、そちらのほうも若干拡幅するような形で行っておりますので、特に問題はないというふうに考えております。

以上です。

○清原良典議員 えっちょっと意味が……。

○議長（井村淳子） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時07分）

（再開 午前11時08分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほどの説明でちょっと誤っていましたがあります。

東側につきましても、里道であり町道に接しております。あと、通常ですと35メートルの地点で車返しがいるというようなこととなりますけれども、6メートルの道路ではそれも特に必要がないということでもあります。あと、通り抜けのことはありますけれども、一応町道に接続しておるということで、通り抜けも可能ということでございます。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに。

清原良典議員。

○清原良典議員 奥に昔からの町道といわれる里道に接しとるから、それで町の決め事に準じて満足しとるんやというふうに聞こえる

んやけども、そういうことでええんですか。途中の35メートルでUターンする箇所が普通は要らんやとか、また6メートルあればそれも要らんやとか、その辺は理解できたんやけど、奥に車が通れる幅のない道路であるのに、1メートル並びに拡幅して何メートルになるかわかんねんけど、そういうもんに接しておれば町道として認定できるんかどうか、そこらもうちょっと詳しくに説明をしてほしいんですけど。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 開発の基準で行きどまりの道路等があるんですけども、そういうのにつきましても、要は人間が歩行して逃げられる箇所を必ずつくれというような指導があります。ですから、行きどまりの道路であっても、例えばどこの道路に接してなかったも、人間が歩いて逃げられるだけの道路と、そこからどこか新しい道路に接続しておれば、開発の要件としては認められるということになっておりますので、当然開発で認められた道路ということになりますと、町道に認定するという必要が出てきますので、今回認定に至っているということでございます。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに。

清原良典議員。

○清原良典議員 西側に当然昔から町道といわれる道路があるんですけど、きょう現在やったら町道を新しく認定しようと思うたら6メートルやね。あれ西側、6メートルありますか。ないですね。当然、昔もっと狭い幅でも町道として、だんだん幅が広がっていったんやけど、その辺ちょっと西側の道路のあり方、わかっている範囲で説明していただけますか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 昔は、4メートルぐらいの道路でも町道に認定をしておりました。時代の流れとともに、現在は6メートルということになってます。恐らく、現実

に場所に行ってはかってないんであれですけど、4メートルはあるというふうに考えております。

また、今回の造成地の部分につきましては、全て6メートルにするという条件で開発の条件としてなっておりますので、ちょうどその部分だけが、住宅の建っているところだけが6メートルにはなるんですけども、そういう形で行っております。また、北側については若干狭くなっておるとは思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時12分）

（再開 午前11時14分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第9 議案第11号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第9、議案第11号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に



提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今回、総務省のほうからずっと通達等があつて見直しされていくわけですけども、この行政不服審査法が全部改正されたという形なんですけど、全部改正されたことの背景と改正内容の概要をもう一度わかりやすく説明のほうをお願いします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 行政不服審査法が今回全部改正されたいきさつでございますけれども、これにつきましては、今まで行政不服審査の関係は異議申し立てという、いわゆる処分庁というんですか、実際処分をしたところに直接異議を申し立てる手段と、それと、処分者でない方に審査を申し上げる審査請求というものが2通りございました。しかしながら、処分庁に直接審査を申し上げる場合は、処分庁がなした行為でございますので、当然同じような裁決が下るとということが予想されるところでございます。そうした中で、今回行政不服審査法の改正におきましては、いわゆる審査員というのを設けて、全部審査請求という形で実施すると。なおかつ、第三者機関を設置して、こういう方もとの判断ですということ、大きく制度そのもの自体がさま変わりした状態です。これに伴いまして、今回大幅な条例改正等が伴うということでございます。

○議長（井村淳子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 審査請求が一元化されたということ、それと今回、審理員制度というのが導入されていくということで、後の議案第12号とか議案第20号等々と関連してくると思うんですけども、その辺で一括的な質疑やったらしやすかったのかなとも思うんですけども、1点だけちょっと確認、細かくはなりませんが、行政の全体の手続があつて、参考資料の2の情報公開及び個人情報の保護に関するところは、その中の一部であるという理解

でいいんでしょうけども、この情報公開及び個人情報の保護に関する条例の一部改正の中には、審理員による審理や行政不服審査会への諮問の手続を導入しない、適用除外だということが書いてあるんですが、それ以外の部分では当然審理員制度を採用されると思うんですけど、全国の町村会のほうからの資料等で、この審理員を採用する場合のいろいろプロパー職員であるとか、非プロパーであるとかということがあるんですけども、太子町は任用に関する条例とかはつくらなくていいんですか。そこだけ確認させてください。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、行政不服審査、今言う行政手続からでございますけど、行政手続におきましては行政手続法という法律に基づいて、それぞれ処分の理由とかそういうものが明示されるということで、今行政はそういうことでやっております。

それから、今回行政不服審査ということで、審理員制度を設けて全部改正ということになったわけですけども、情報公開の部分につきましては、既にいわゆる情報公開審査会というものがございまして、公正な第三者による機関ということで審理をされております。そして、なおかつ1点だけ違う点がございまして、情報公開審査会はインカメラ審査ができるということで、そこではいわゆる非公開の会議をすることになっております。ただし、行政不服審査法の関係の審査会は、公開が一応原則というふうになっております。これにつきましては、当然、法制度の中でそういうようなことが国のほうで決まっております。ただし、今現在、情報公開審査会で行政不服のことをする場合においても、その辺の取り扱いが違いますので、審査会条例の中で非常に詳しく条例改正をしなければ、情報公開審査会を行政不服審査会と同様な取り扱いをするというようなことはできませんので、私どもにとっては別の組織として審査会を設けて、条例を提案しております。

また、審理員等につきましては、一応処分

したもの以外の者ということで、例えば教育委員会の処分でありましたら、町長部局のほうの総務課長が担当するとか、例えば町長部局の処分であれば教育委員会が担当するとか、それぞれ今のところは職員を考えて審理員制度を設けようかというふうに考えております。よそでは、外部の弁護士等に委託する方法も考えられておりますけれども、私どもの今現在考えるとこはそういうことで、特に委員等を新たに任命するという考えはございません。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ちょっと部長が早口で言われるので、余計わかりづらいんですけど、これは新制度ということで、審査法の施行に伴う、議案第11号はそうなんですけれど、私ずっと、いろいろ何回も読んでみたんですが、わかりません。それで、全部改正されて新たな制度というか審査法ができたということなんですけど、ちょっとわかりづらい部分の第21条第4項と、適用除外規定を新設ということがあるんです。それと、第22条ですかね、情報公開審査会の諮問、その部分がちょっとわかりづらいので説明をお願いします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、第21条の第4項、適用除外ですけども、これはいわゆる情報公開に伴う公文書の開示決定及び自己情報の開示決定ということで、これにつきましては審理員制度をしないということで適用除外、また情報公開の審査会にかけないということで、適用除外にしてる。この理由につきましては、先ほど申し上げたとおり、情報公開には情報公開の公平な第三者機関としての審議をする機関がございますので、適用除外としたものでございます。

それと、第22条についても同じようなことなんですけども、いわゆるこれは行政不服審査法というのは一般法でございますので、これにつきましてはこういう情報公開において

も不服審査が出た場合は、当然そちらに持っていくんだよということをわざわざ規定するために、第22条でこの情報公開に伴う不服申立、いわゆる審査請求については情報公開審査会に行くということを明示、規定させていただいたものでございます。

○議長（井村淳子） 橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 例えば、開示の決定の場合、適用しないものを情報公開審査会の諮問に持っていくということですか。ちょっと意味がわかりづらい。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 一応、第21条の第4項の中で、適用除外というふうに書かれているのは、情報公開請求の中で、全てを全部開示したり、全ての自己情報の訂正も全て認めるという場合については、審査会に持ち上げる必要が、いわゆる不服申し立てをされた方の意見もそのまま飲みますので、必要性がないということで、まず適用除外という規定でございます。

それと、下の第22条につきましては、情報公開請求の中で不服申し立てについても一般行政事務に対する不服申し立てでございますので、一応この条例の対象にはなり得るんですけども、これについては情報公開審査会でその審理を行うということで規定したものでございます。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑は。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 2点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目、堀部長、今第21条の4項って言うけれど、第21条の4という条文じゃないかな。そこ、訂正をお願いします。それが1点。

あともう一点、従来は行政不服審査法に基づいて処分を下した町に対して、機関に対して、異議申し立てとか不服申し立てをまずする。そして、その対応を待って、それが認められなかったら、太子町の場合だったら県知

事のほうへ審査請求してたと私思うんですね。ちゃいましたか。その処分を下す不服申し立て等もやった、その処分庁へ再度審査請求してましたかね。その辺のところは私よくわからないんです。だから、以前は太子町長が処分を下し、それに対して異議申し立て、不服申し立てをして、それに対して太子町長から決定事項が来ますよね。それに基づいて改善されなかったら、今度審査請求は上部の県知事にしてたと私は思ってるんですけども。それを今回は、審査請求というものに一本化して、異議申し立て、不服申し立てをなくして、まずはもう審査請求をその処分庁で第三者機関で判断してもらえということになったのかどうか、ちょっとよくわからないので、私の考えが、言ってることが間違っておれば間違っていると言っていたらいいと思うんですけど、そこの確認をしたいと思います。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、以前の行政不服審査法に基づく審査の過程なんですけれども、行政事務については、いわゆる処分庁、例えば太子町が処分したら処分庁というものがある。ただし、その事務に対して上級庁、いわゆるその権限を持つ上級庁がある場合は、審査請求として、上の県知事も同じ事務についての上級庁となり得るんなら、当然そちらへ審査請求ができます。ただし、上級庁がない場合は、もうそこで終了でございます。そして、もしそれで下が、自分が不服があれば、次は裁判という形、行政訴訟ということになります。

今回の改正におきましても、これにつきましては何ら一緒でございます。ただし、今回異議申し立てということで、処分庁に直接不服申し立てをするというような制度がなくなりましたので、審査請求を行って、もしそれに上級庁がない場合はすぐに裁判ということになりますし、まず上級庁があれば、例えば県とか別の機関があれば、そちらへ再審査請求ができるという形になります。

一応、法律でもって今回不服申し立て審査制度がこういう審理員とか第三者機関とかを設置しますので、非常にこちらを選ぶか、例えば直接もう裁判することもできるんです。わざわざこういう前置主義という形を法律でとってる場合もあるんですけど、直接もう審理員の審議を経なくても直接裁判、出訴できる行政事務もございますので、それぞれは個別の法によって決まっております。

そういう形でやっておりますので、今までと何ら変わりは、簡単に申し上げますと、例えば県の納税事務所、いわゆる県税事務所がした処分に対して不服がある場合、上級庁というのは県知事が上級庁になります。そういう場合は、いわゆる上に上がるんですけども、そういう場合でも、本来県の納税事務所がした場合でも、審査員は多分、県の納税事務所の以外のところの第三者機関が審理員となるという形になってますので、こういうふうな制度になっておりますので、御理解のほどお願いします。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第12号 太子町行政不服審査会条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第10、議案第12号太子町行政不服審査会条例の制定についてを

議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 先ほどの議案との関連で、不服審査会を置くんだと。そして、そこに委員を3名組織するんだと書いてありますが、すぐれた識見を有する者ということでございますので、具体的にどのような職の方を町として考えておられるのかということが1点です。

それともう一点は、どの自治体もこういう制度に変わっていくわけですから、広域でそういう機関の共同設置をしてもいいんじゃないかなと私は思うんですけど、その辺はいかがなものでしょう。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、審査会の委員さんの話ですけれども、これにつきましては、法的な見識等を有する方ということで、一応弁護士の方を予定しております。まだ条例等が設置されておられませんので、どういう方を委嘱するかということはまだ言えませんけれども、弁護士3名を予定しております。

それと、共同設置という話、非常に国のほうでも共同設置してはどうかという意見も出ておりました。近隣市町ともそういうようなことについての考え方はないか、今現在そういう審査会みたいなもので共同設置しているものとしては公平委員会がございましてけれども、そういうようなことはできないかというふうに思いましたけれども、それぞれ事情が違ってまいりますので、今回は単独でそれぞれ、情報公開審査会等を利用した形での行政不服審査会をつくられるところがほとんどでございまして、そうした形で単独で設置という形になっております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 細かいことは総務常任委員会のほうでお願いしたいなと思いますけれども、全国の町村会のほうから資料が出てまして、行政不服審査会条例の例というやつが出てくるんですけども、この中で、細かいことはまた総務の方に、これ聞いていてなということ頼みたいなと思いますけれども、この中で大筋という形で、先ほど委員の方は弁護士3名を予定されてるということでしたが、この町村会のほうの委員の第3条で7番というのがあって、委員は在任中、政党及びその他の政治団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならないと規定を設けたらどうだというものがあるんですけども、太子町はこれ入ってませんよね、そこだけ確認します。

あと、大きく第5条で専門委員というものを配置するというのもうたってはんですけど、これ太子町は全然入ってないんですけど、その辺の考え方だけ。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これにつきましては、今現在行政不服機関の審査法の全面改正ということで始まったばかりの制度ということで、専門委員が必要かどうかということにつきましては、まだ今後の検討課題かなということで条例には規定してありません。

それと、いわゆる政治的な中立制度、中立性ということをやわざうたっていないんですけども、これについてはもちろん委員の委嘱の際におきまして、政治的な中立性というものにつきましては確認させていただいて、任命行為をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 有識者、先ほども出ておりましたが、審査会のメンバー3人ということで委員さんはわかりましたが、やはり3人で行政不服審査会、いいのかな、ほかの審議会はほとんど10人とかありまして、3人の中で

の会長が決まり、それから会議の中の委員の2分の1以上が出席しなければ会議が成り立たないんですけど、ちょっとこれについて、座長を決めて議長を決めて、あと2人。ちょっとおかしいのではないかなど。内容的に、全体を見て。そこちょっと疑問に思いますので、これでいいのかどうか。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これにつきましては、国に行政不服審査法という法律がございます。国のほうでも同じようにこういう審査会を設置するんですけど、国の場合、案件数が多いんですけども、9人でございます。それで、3人1組で、いわゆる3セットという形で審査を行うということになっております。我々のほうにしましても3人ということで、太子町ですので、現在行政不服のこういう審査請求が出るのは1年に1件あるかないかということで、今の現状でいくとそれぐらいの程度でございますので、これでいいのかなど。

それと、国の制度を合わせまして3人ということで、確かにおっしゃるとおり、例えば座長がおって、ほかの2人がおってということになると、非常に審査が偏りやすいとかというふうに思われると思いますけれども、これについても公平な立場での法的な審査をやっていただきますので、例えばそれによって大きく左右するというようなことはないのかな、全会一致で決めていただけるのではないかなというように考えております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第11 議案第13号 太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第11、議案第13号太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第13号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第14号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第12、議案第14号職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 前もって、私の理解が間違
とったらお許してください。それは謝ります。

今回、学校の職種がいろいろと種類が変わ
ったんだということで今回この改正をしてい
くんだけど、太子町の職員の勤務時間条例に
支援学校とか、それから小中一貫校の関係で
働く職員の方が出てくるんだと思うんだけ
ど、太子町には現実にそういったものがない
のに、何ゆえ今回その改正をしなければいか
んのかな。そういったものができた段階でや
ればいいんじゃないかなと思うんだけど、標
準条例みたいなもんがあって、それに準じて
改正してるのかどうかわかりませんが、何
ゆえ今の時期にこれをしなければならんのか
なということがよくわからないので、お教え
いただきたいと思います。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 法律なり条例とい
うものは、どういう事態にも対応できるよ
うにということで、事前事前に改正等含めて行
っているのが立場かなということだと思います。
確かに、今現在義務教育の前期課程とか、
特別支援学校の小学部というのは、対象
の方がいらっしゃるかどうかはちょっと私は
把握しておりませんが、そういう方がもし
おられたときに、その人の勤務状況として
早出を希望された場合に、この規定がな
ければそれができないということになって
ます。それについては、小学校へ通う子
供を持つ職員との比較で考えますと、不
公平を感じるというようなことを思います
ので、今回、国の制度がこのような形で
変わりましたので、同じように制度改正
を行ったということでございます。御理
解のほどお願いします。

○議長（井村淳子） ほかに。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 御理解はできんのやけれど
も、県費負担の教職員であっても、太子
町の小・中学校に勤務しとったら太子町
教育委員会から太子町の職員としての
任命辞令も出て

ると思うんですね。そういった場合は、こ
ういったことが対象になるかもしれんけ
れども、太子町にない学校の種類の職員
のことまで何で今ここでせならんのか
なというのが、ちょっと私よくわから
ないんだけど、再度御説明をいた
だきたいと思います。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 第8条の2の第1
項第2号に書いてあるのは、あくまでも
小学校またはそういう前期課程とか、
また特別支援学校の小学部に在学して
いる子供という意味なんで、いわゆる
職員がそこで働いてるとかそういう
ことではないので、あくまで子供が
そこへ行かれてる場合に、親となる
職員がどうしても早出、遅出をしない
と育児に支障があるという場合に、
この制度を利用するものでございま
すので、太子町の職員においても、
そういう方の子供さんができる場合
もございまして、当然規定しておく
べきかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第14号
は、会議規則第39条の規定によって、お
手元に配りました議案付託表のとおり
総務常任委員会に付託することに
したいと思っております。御異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認め
ます。したがって、議案第14号は
総務常任委員会に付託することに
決定しました。

~~~~~

日程第13 議案第15号 非常勤の職  
員の公務災害補償等に関する  
条例の一部を改正する条  
例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第13、議案第15号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第15号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第14 議案第16号 太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(井村淳子) 日程第14、議案第16号太子町証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 討論なしと認めます。これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(井村淳子) 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

**日程第15 議案第19号 太子町税条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長(井村淳子) 日程第15、議案第19号太子町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 これも大筋ということで、今回地方税法による徴収の猶予の制度の見直しと町税の条例の改正になってるわけですが、その辺の徴収の猶予の制度という形の背景、これができた背景と今回の見直しについての概要をもう一度わかりやすくお願いします。

○議長(井村淳子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) 今回、条例の規定の中には徴収猶予を初めて規定させていただいたんですけれども、これまで地方税法の中にはもともと徴収の猶予という規定はございました。そうした中で、条例化することによってよりわかりやすくするというので、今回地方税法の改正の中で、条例規定事項として定められたものでございます。そうした中で、ある程度の期間の見直しとか、そういうものが今回行われたもので、制度的には既に現在やっている制度と余り変わりはありません。

以上でございます。

○議長(井村淳子) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第19号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第20号 太子町行政
不服審査関係手数料条例の
制定について

○議長(井村淳子) 日程第16、議案第20号太子町行政不服審査関係手数料条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本恭子議員。

○橋本恭子議員 ずっと不服審査会に関して質疑しますが、ここに審理員とか審査庁及び、第三者機関は今言われたのかなと思うんですが、この文言について余り説明がなかったかのように思いますので、そこだけ説明をお願いします。

○議長(井村淳子) 総務部長。

○総務部長(堀 恭一) 行政不服審査法の関係でございますけれども、審理員というのはいわゆる個人なり、その職の人を指しております。それと、審査庁というのはその審査をした団体というんですか、例えば総務課が職務をした場合は総務課が所属している太子町が処分庁になって、審査庁は例えば、総務課が処分したことについては、今予定では教育委員会にお願いするとかというふうに話をしましたので、教育委員会のどこどこ課長が審理員になる。そうすると、その審理庁はどこになるかというところと教育委員会になるというような形で定義をしております。そういっ

た分で御理解のほどお願いします。

○議長(井村淳子) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第20号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第17 議案第21号 太子町福祉  
医療費助成条例の一部を改  
正する条例の制定について

○議長(井村淳子) 日程第17、議案第21号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

堀卓史議員。

○堀 卓史議員 これは、子供の医療費の無料化を6歳まで引き上げるというふうに説明いただいたんですけど、子供の医療費無料化をすると、国からの補助金の減額措置があるというふうなことをちょっと聞いたことがあるんですけど、そこら辺はどうなっているのかなというのをお願いします。

○議長(井村淳子) 三木課長。

○町民課長(三木孝秀) 国民健康保険の関係におきまして、原則、健康保険については負担割合というのは決まっておりますので、それに上乗せして別途地方が助成するという制度でございますので、国民健康保険のほうで補助金のほうが減額されるという措置がご



ざいます。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第21号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第18 議案第22号 太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第18、議案第22号太子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 国民健康保険税の条例の改正の件ですが、今回かなり英断をもってやられたなという形で評価はしたいと思うんですが、結局、税の総額が減少して、また後ほど議題になってくる特会の予算のほうにも関係するんですけども、今回これで総額としては減るわけですか。すると、1人当たりの税額とか、1世帯当たりの税額とか幾らぐらい減るのかという形で、資料もあつたかと思うんですけども、再度、現時点で確認されておれば答弁をいただきたいと思いません。

○議長（井村淳子） 三木課長。

○町民課長（三木孝秀） 現在、1人当たり

保険税を減額しまして、町の試算としましては、年間8,385円、1人当たり保険税については減額になるというふうに試算をさせていただきます。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第22号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第19 議案第23号 太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第19、議案第23号太子町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第23号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は福祉文教常任委員

会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第20 議案第24号 太子町指定
地域密着型サービスの事業
の人員、設備及び運営に関
する基準等を定める条例の
一部を改正する条例の制定
について**

○議長（井村淳子） 日程第20、議案第24号太子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第24号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第21 議案第25号 印鑑の登録  
及び証明に関する条例の一  
部を改正する条例の制定に  
ついて**

○議長（井村淳子） 日程第21、議案第25号印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第25号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時00分）

○議長（井村淳子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第22 議案第26号 太子町空き
家等の適正管理に関する条
例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第22、議案第26号太子町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 この空き家の条例に関しては、これまでも何回か一般質問等でさせていただいたことがあるんで確認しますが、以前一般質問のほうで、自治会を通じてアンケートをとるっていうことをお答えいただいておりますけども、実際にアンケートをとられてどんなふうな調査を行われたのかなということを確認したいことと、そのときに、もう一点、国の措置法の第7条に市町において協議会を定めることができるというふうにあるので、この協議会を条例制定の検討に向けて同時につくっていくのかっていう疑問をさせていただいたんですが、そのときの答弁等々を踏まえながら、今回第13条で審査会の設置

ということがうたわれておりますが、この審査会が協議会ということで認識してよろしいでしょうか。その2点をお願いします。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 一般質問で答弁させていただいた内容で、若干勘違いしてた件があるんで、ここで訂正をさせていただきます。

先ほど首藤議員がおっしゃったように、第7条で協議会を設置、組織することができると思いますけれども、これについては空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うときには協議会をということで、条例制定についてはあくまでも国の法律に基づいて、町の行うような内容を制定するので、町のほうでまず制定させていただきました。

あと、協議会のことですが、審査会とはまた別で、審査会は審査会として、その空家が危険な空家であるかというようなことを審査するものでありますので、協議会とはまた違います。

あと、アンケートの件は課長のほうから答えます。

○議長（井村淳子） 八幡課長。

○まちづくり課長（八幡充治） アンケートにつきましては、一応各自治会の長を通じてアンケートを出させていただいて、そこで判明したことは、約300軒程度の空き家があるということがわかったと。それから、空き家にも、以前から申し上げてるとおり、管理不全の空き家と、それから通常新興住宅地等で高齢者が亡くなられて、相続人も存在しませんが空き家として未活用の空き家、管理はされてるけども空き家という、いろんな地域地域によった現状がわかってまいりました。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 今首藤議員から質問があった分で、あと一点だけちょっとお聞きしたい

んですけど、太子町も300近い空き家が存在するというので、この条例において空き家除去後、跡地を有効利用、整備、費用に関し一部補助とあるが、有効の利用とはどのような範囲のものなのか、これは何を言ってるのか、この件についてお聞きしたいと思うんですけど。

○議長（井村淳子） 八幡課長。

○まちづくり課長（八幡充治） まず、この空き家条例の中の最後のほうになるんですけども、第20条の中で、空き家等の所有者が当該空き家等を除却するとき、また自治会が空き家等の跡地を地域住民が有効利用できる広場等に利用するときには、町長は補助をすることができるというふうに定めさせていただいておりますが、基本的には空き家として解体の必要性のある不良空き家というものをとりあえず解体する補助をしましょうと。それからプラス、そこの跡地を自治会等で活用していただける、例えば公開空地であったり、防災上避難場所であったり、延焼防止の効果がある場所であったり、それから公園として活用してもらったり、そういうふうな地域で利用計画を立てられてやられるのであれば、補助をしましょうという趣旨でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 2点ほどお願いいたします。

先ほどの関係なんですけど、俗に言う不良空き家、管理不全の空き家なんですけれども、先ほど課長が助成措置のことをおっしゃいましたけれども、やっぱり所有者はいてはるわけですから、所有者に対して最初はずっとこの手続に沿ってアプローチをかけていくということで、最終的にいろんな条件はありましたけれども、いよいよ代執行せいかんなどという、本人がどうしてもできない場合、代執行していかないかんなどという場合が生じるかもしれません。現実には私とこの近くのところにはそういうおうちが1軒あるんですけど

も、そうすると、先般も和歌山県的那智勝浦町のことがテレビで取り上げられてましたけども、費用は請求するんだと言いつつも、恐らくお支払いはできないことが十分想定できるんですけども、そういった場合に、もともと未利用の土地ですから、土地を行政に代物弁済みたいな形で、行政に土地で払うよというようなことも、私は場合によっては生じてくるのかなと思ったりもするんですけど、そういったことはお考えかどうかという点をお聞きしたいのが1点と、それから先ほども今、平田議員に対する御答弁の中で、自治会が何か解体の主体組織になるようなことに私聞こえたんですけども、空き家の跡地を整備する場合は確かに広場等で自治会の要望というのは出てくると思うんですけども、解体自体が自治会のほうからはいろいろと御要望が上がってくると思うんだけど、自治会が解体の主体にはなれるのかなというのがちょっと、その辺のところは私よくわからないんですけど、以上2点お願いしたいと思います。

○議長（井村淳子） 八幡課長。

○まちづくり課長（八幡充治） まず、最初の質問に対しましては、基本的には建物の所有者っていうものは管理責任が当然あって、管理保全を個人で適正にするというのは当然責務であります。ただし、我々行政で今回新条例を設定するのに当たりましては、どうしても理論武装では指導勧告ではなかなかうまくいかない。そういう場合に、例えば収入もない、それから管理能力もない、そういった場合に、住民の隣接した家屋にお住まいの方々の環境をどうやって守っていくんだという中で、いろんな事例を調査してやったことなんですけども、その結果、1つはまずは指導助言をしますと。指導助言については、通常今まで我々やってるような指導助言を行います。その次に勧告をします。その次に命令をします。勧告して命令をすると。その命令をする段階においては、審査会の意見を聞くというふうになってます。命令をして聞かない場合には、公表をしますという形に順次上

がっていくんですけど、その次には今さっき言われたように代執行の措置になるんですけども、基本的に今回の空き家条例の助成事業に関しては、個人が所有されて解体をする段階において、管理不全な状態の住宅に対して指導助言をして、そしたらその持ち主の方が解体をしますと、指導助言に沿ってやりますと言った場合には補助金を上限200万円のうち、3分の2を出しましょうというふうな考え方でございます。それで、それを従わずに、勧告をされて命令措置をとられて公表されたら、その方については、今申し上げた補助金は当たりません。だから、200万円の助成の対象にならない。あくまでも指導助言の段階で、要は環境保全に努めていくという姿勢を見せた方に限って200万円の助成をするということが、一応県のほうの基本条例の中で、我々県でつくってる協議会の中での方針であります。

それから次に、先ほど言われた所有者が来られて自治会が解体をするのかという話ですけど、そうじゃなくて、あくまでも個人の方が解体をするということです。それに対して、今言ったように、管理不全な住宅を指導助言をして解体をしてもらう。解体をして、その跡地を自治会が借地で借りて整備をする場合には、20万円の上限で補助金を出しましょうということで進めて、よりあいた土地が有効活用していただけるようなことでないと、なかなかあいたところがまた放置された状態では、管理上それからまた環境上もよくないという判断で、今2つの助成案をつくっております。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 課長、土地で払うというっていうようなケースはあるんですか。

○まちづくり課長（八幡充治） 次に、行政代執行まで行った場合には、基本的にはかかった費用分は、当然その所持者に対して請求はするんですけども、そこで払う能力がないと。土地は所有してて登記もされてるという場合は、所有差し押さえをして、その分を売

却してそれを回してもらおうということに関しては、また法的な手続へ移っていくと思いません。

以上です。

○議長（井村淳子） 神南隆司議員。

○神南隆司議員 前段はよくわかりましたけれども、そういった換価処分をしてまでじゃなくて、本来は自分が管理せないかんのだけでも管理できない、いろんな諸事情があると思います。ですから、土地で実際に要った費用は本来請求されるわけだけど、それすら払う力がないんだから土地でもう代物弁済しますわと、土地を町にそれで支払います、そしてそれを町が売るなりするとか、もしくはいい意味で活用されるとか、そういった意味をしてくださいよという合意事項、契約になるのか、もしくは協定になるのかわからないけども、そういったことを十分事前に話をしとけば、後はうまくいくかなと思ったりもするんですけど、そういった意味での合意に基づいての分です。それはどうでしょう。

○議長（井村淳子） 八幡課長。

○まちづくり課長（八幡充治） それについては、今現在のところ考えておりません。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 債権の代物弁済ということは、行政の中では認められないというふうになっております。したがって、いわゆる解体費用の債務を背負った方に土地で償還してもらおうということは、今現行制度ではできません。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 自治会からアンケートをとられたのも割かしまだ新しい、日がたっていない状況で、いつもゆっくりしとう太子町が割かし早い条例の制定をやったなと感心しとんですけども、前回の説明のときにも町内約300軒ぐらいあると。しかし、早急に、先ほど言われたように、倒壊のおそれというんか

和歌山県でニュースまで出たような同様のものは沖代のほうに1軒あると聞いたんですけども、私これ以外に、私もいろいろかかわって、苦情をすごく聞くんですね、空き家の隣りの方から。ほんで、直接よう言わへん人が、こういうときに議員並びに自治会の役員やということで、どんどんどんどん言うてくるわけなんやけども、結局強制力がないから、それと伴うて税の面で、やっぱり上に物が建ってるということは、200平米以下なら6分の1に軽減されとんやね。しかし、国のある面では、それを一日も早うに6分の1の軽減策を撤廃しようというんかな、ちょっと言葉にあやがあるかもわからんですけども、そういうことをせんと、今300軒の中の1軒が危ういですよと。ほな、どんどんどんどん300軒がもう古うなってくるわけや。だけど、強制力がないから、持ち主は税金6分の1のほうが当然助かるわけや。だから、小動物が出入りしたり、いろいろと御近所、特に隣りの方は常に火の心配をされとるわけ。だから、できれば私これにやはり早急に対処せんと、税金も同じように高くなりますよというふうなことがちょっとここに転嫁されればよかったんかな。これに転嫁されても別途そういうふうな条例の制定を一日も早くするほうが、本当の空き家対策になるんやないかと思うんですけども、その辺はいかがお考えですか。

○議長（井村淳子） 八幡課長。

○まちづくり課長（八幡充治） 御存じのように、今おっしゃられたように、国のほうの空き家の減少が進まない1つの理由に税の問題も上がってます。それを廃止しようという方向の話も聞いております。ただ、我々がアンケート調査している中では、大体ヒアリングをした中では、1つは最初言ったように、管理を放棄してしまってる。相続の問題とかいろいろあつて、売るにも売れないようなやこしい土地であるとか、そういうようないろんなケースがあります。もう1つは、新しい新興住宅地等で、核家族化が進んで、亡く

なられて子供さんがもう遠方におられて、家を貸したいとか売りたいとか思ってるけどもなかなかそれが進まないような方、それから田舎の農家とか、そういう調整区域の集落の中で継承者がいないと、そういうような場合、それぞれやっぱり対処策が違うと思うんです。我々考えてるのは、空き家バンクっていうのは今我々つくってませんけども、不動産のほうで空き家の流通を利活用していくような方策、それと管理放棄されて環境上非常に問題がある住宅を解消していこうという除却事業、それから今おっしゃったように、例えば空き家を、売るということも当然ありますけども、古い調整区域であれば公民館の改修等でUターンで帰ってきてもらうとか、都市で住まれる方がそこへ住んでもらうとかっていうような、過疎のほうではよくやっていますけど、そういうような施策をいろいろやってるので、そういうものと今後状況を合わせながら考えていきたいと思っています。まずは、一番に急ぐのは倒壊したら両隣に危険が及ぶような住宅をどうやって早くなくすかということに一番傾注していきたいというふうに思っています。

税の問題については、なかなかここで決められる問題でもないですし、条例にうたえるものでもないんで、それは今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに。

清原良典議員。

○清原良典議員 あと、先ほどの説明の中に、県からの補助金が上限200万円ってたしと言われてたと思うんですけど、その辺もうちょっと詳しいにお聞きしたいんですけども。昔は、家の解体っていうたら本当に坪1万円超えるぐらいでできよったのが、私もちょっと仕事を離れてから業界のことがわからんようになってったんですけど、ちょっと聞いたところ物すごくはね上がってんやね。それは、産廃関係の処分料がとにかく高騰しとると。ほんで、木造でも坪1万円ちょっとやったやつ

が今坪3万円、鉄筋であれば坪5万円、6万円っていうふうな話を聞いたんですよ。だから、そういう中で県の補助金が上限200万円って言われたのが、ちょっともう少し詳細を聞きたいなと思ひまして、お願いします。

○議長（井村淳子） 八幡課長。

○まちづくり課長（八幡充治） そのとおりでございまして、今解体費に関しては、東北大地震とか、それからそういう関係もあって、解体の相場っていうのがどんどん上がって行ってまして、2万円ぐらいのものが2万円以上になってきてます、木造です。それで、今我々の想定してるのは、大体事業費のマックスが200万円ぐらいを、50坪ぐらいの家であったり45坪ぐらいの家だったり、そういう中で200万円ぐらいは国のほうも想定しています。それで、大体負担割合が、国が3分の1、66万6,000円、県が6分の1、33万3,000円、町が6分の1、33万3,000円、所有者が3分の1、66万円ということで、負担割合が、大体国が3分の1、県が6分の1、町が6分の1、所有者が3分の1というふうになってまして、補助金としては全体の3分の2が公的補助金がもらえると。あくまで上限ですけどね。そういうふうに一応なってます。

そういう施策の中で、今我々は年間に2軒程度を見込んでいこうというふうに思っています。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。
したがって、議案第26号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第23 議案第27号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（井村淳子） 日程第23、議案第27号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第27号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第27号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第24 議案第28号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（井村淳子） 日程第24、議案第28号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第28号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。
したがって、議案第28号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時24分）

（再開 午後1時25分）

○議長（井村淳子） 引き続き会議を開きます。

~~~~~

**日程第25 議案第29号 平成28年度兵庫県太子町一般会計予算**

○議長（井村淳子） 日程第25、議案第29号平成28年度兵庫県太子町一般会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 100ページですけども、保健福祉会館の管理費についての節17公有財産購入費、御存じのように保健福祉会館、駐車場西側は借地で、駐車スペースも小さかったんですけども、以前担当課長のほうからこれについてお伺いしましたら、借地のままでは植栽等もあり、非常に再整備がしにくいんだということで伺っておりました。いよいよ購入ということになりましたので、いや、そして購入をされて1台当たりの駐車区画を広げるような、そういう形をとられるのかなというふうに改めて思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） おっしゃるように、借地でありましたのでなかなかさわる

ことができませんでした。このたび、駐車場の用地購入費を計上させていただきますと、地権者の方とはこれから交渉を始めるところでございますが、町有地になりますと、もう少し——どういうんですか、今の状態が軽四自動車で行かれてもなかなか駐車に厳しい幅とかあれがありますので、それを少しでも広く、もう一度区画を再編し直してとめやすいようにできたらなという思いもありまして、今回こういう形でさせていただこうとしてるんですけども、なかなか購入が終わりましてすぐというわけにもいきませんので、保健福祉会館の改修の時期とか、そういうとことかで利用させていただいて、できるだけ早目に対応できたらと考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そしたら、28年度というのは、そういうような形ではできないということですかね。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） はい。28年度につきましては購入のみということで計画させていただきます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 1点だけ確認させていただきます。

14ページ、町民税の法人のところですけども、一般質問のときにも少しふれたんですが、昨年度まで平成27年も26年も25年も、当初予算では551社で、今年度、新年度には合計で9号から1号まで全部で561社、プラス10社が計上されてるんですけども、最初緩やかな景気回復というふうな説明があったんですが、法人の合計数がプラス10社、法人数の増加及び国のほうも景気回復ということをうたわれておりますけども、今後世界の経済もいろいろ不安定な要素もあったりして、どんなふうに転ぶか、こればかりはわかりませんが、とりあえず当初予算のほうでプラ

ス10社にされてる、プラス材料になってる要因っていうんですか、その辺をもう少し具体的にお願いしたいと思います。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 法人数の数におきましては、特に1号法人ということで一番小さな会社ですけど、これについてはなくなったりできたりということで、非常に頻繁に、その年度その年度で異動がございます。今回10社増えてるというのも、そういう意味合いでの異動ということで、27年12月現在では573社が今現在あります。そうした状況で、今回561社ということで会社数を設定させていただいております。まち・ひと・しごとによる中での法人数の増加というんは、あくまでも仕事で雇用につながるという意味合いで、KPIということで指標目標を立てておりますので、通常こういうような自然的な廃止また成立とかというものについてまで検討の中には含めておりません。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありますか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 プラス10社のほうの説明は理解できたんですけど、法人税自体の景気回復等々の経済的な状況、太子町内の状況というところだけお願いします。

○議長（井村淳子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 失礼いたしました。税割で2.4%、約250万円ほどの増加で予算を組ませていただいております。若干ながらですけども、景気回復しております。ただし、これについても、町民税についても御承知のとおり、前年度に対する課税の部分と、この部分につきましてはまた法人税割の減額等もございますので、それも踏まえて、まだ予断の許さない状況かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに。

森田眞一議員。



○森田眞一議員 116ページの短期交付金の関係なんですけれども、説明で聞かせていただいたときに、放課後児童健全育成事業補助金で963万6,000円の予算が組んであるんですけれども、これNPO法人姫路YMCAでなさるといふことでの補助金というふうの説明があったかと思えます。これは、最初にする設備の整備のための補助金なのか、それとも運営の補助金なのか、毎年こういうようなものが出てくるのか、その辺ちょっともう少し説明いただけませんか。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） このたびは、NPO法人姫路YMCAの民間学童保育園ということで、最初の部分については整備費が一部入っております。それと、実際の運営経費になっております。実際には、家賃についてもこの分が補助の対象になっておりますので、引き続きずっと借りられていかれる場合につきましては、家賃については毎年、運営費とともにこちらのほうから補助をしていくような形になろうかと思えます。

○議長（井村淳子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 今回は整備費が一部入っておるといふことで、これは九百云々の金額になってる。実際、整備費は一体どれぐらいなんですか。というのは、家賃とか運営費の補助金がこの中に含まれとるとなると、毎年出てくるわけですが、それが一体どれぐらいになるわけですか。何で20名ぐらいの対象者をやるというふうに聞かせていただいたんですけども、20名でどれぐらいの補助金が計画されてるのかちょっと知りたいので、その辺の内訳をお願いできませんか。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 20名を受け入れるということで整備をかけていくような状況なんですけども、詳しい資料をちょっと持ち合わせておりませんので、予算委員会のほうでお答えをさせていただくことでよろしく申し上げます。

○議長（井村淳子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 了解です。よろしく申し上げます。

それからもう一点、148ページの、同じく都市計画総務費の、先ほどの条例の問題でありましたけども、負担金・補助及び交付金のところで、一番最後の老朽危険云々の286万4,000円、大体今課長の答弁では年間2軒ぐらい考えていきたいなというような話だったんですけど、これ一体、6分の1の町の持ち出しの補助金でやったら、二百八十何万というのはかなりの金額になってくるんですけども、これはどういうふうな考え方でこの金額が出てくるのでしょうか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） これにつきましては、3分の2全体を町のほうから支出しますので、国と県の分と町に分を合わせて支出しますのでこういう金額になっております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 私、予算委員会に出てるんで、質問というのは差し控えるということになってるわけなんですけど、202ページの中で関連してちょっとお聞きしたいんですけど、総合公園の敷地内にあるトイレ、テニスコートとか駐車場、それと総合公園の中のトイレ、3カ所ございますね。そのトイレに対して身障者の方が間の日——間の日はいてるから不自由はないんだけど、休みとか、例えば休日前とか夜、また朝、散歩されたりするのに、トイレに入ろうにも入れないと。この間、苦情を私ちょっと聞いたんですけど、修理中だということで、看板がドアのところに上げられて、実際は何もべっちゃないのに閉めてるといふ、そういうことをちょっと聞いたもんで、確かに夜間とか休みの日なんかあけておれば、当然施設を破損されたりとか、例えば水の使い方、また電気の使い方、それによって削減するという意味から、これ

も見ましたら214万円ですか、電気代とか上下水道料なんか見ますと、かなりの金額になるわけなんですけど、そういう理由の中でそういうふうに関められているのか、それとトイレとなれば公共の、どうしても必要に応じたトイレをつくられているのに、使おうとしたとき使えないというのであれば、当然これ効力を果たしてないということになりますんで、これがどうなのかということ、予算委員会でなくきょう聞いておきたいと。急を要することですから、予算委員会がまだあと17日以降——か15時ぐらいまでになりますから、そのように散歩で来られる人とか住民の方たちがかなり困っているということです、その件についてはどうなのか、この場をおいてお聞きしたいと思うんですけど、説明いただけますか。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 総合公園のトイレの使用というか、身障者に対しての使用方法でございますけども、言われるとおり、故障ということで張り紙をしておいて、実際は使えるということが、つい最近、住民の方からのお電話によってそういうことが入ってきたということで、すぐに職員が行きまして、そのことについては対処をさせていただいております。

それと、夜の利用でございますが、それについては総合公園も9時ぐらいまであいておりますが、それ以降は当然深夜でございますので使えないという、そういう状況でございます。実際にそういった身障者の方々が深夜までというところが、実際使っているのかどうかというのは、その辺はちょっとまた現場のほうと確認をさせていただいて、今後そのところについては検討させていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 身障者の方というのは、当然朝晩散歩するという事は少ないと思うんです。でも、やっぱりその前を、例えば東、

西行き来する方がおられる。総合公園に行ったら、ああトイレがあるからということで行かれる方が多々おると思うんですよ。そういうことからして、やっぱり町の公共施設である限り、そういう配慮は当然してなかったら、何のために身障者のためのトイレを建ててるんだということになりますから。やっぱり、故障とかいろいろ問題は生じると思うんですよ。故意的に悪いことをしたりする人もおると思います。でもやっぱり、それは町の施設である限り開放的にするというのが当然、何か持ち帰りするようなものは多分ないと思うんですよ、トイレの中には。せめて、トイレぐらいは太子町としては開放していただきたい。それだけは。晩になったら閉めるっていうのはそんな、ちょっと合法的じゃないかなと私は思うんです。そういうことで、ぜひ開放できるという状態をお願いしたいと思うんですけど、それいけますか。

○議長（井村淳子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 開放という御意見もあるんですが、実際には総合公園のほうのトイレも深夜にトイレのほうを壊されたという事例もございます。そういったところも含めて、今後ちょっと検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 2点お伺いします。

参考資料っていうんですか、予算審議資料をいただいております。その5ページです。

本年度の、きれいに分析していただいとんでも、それ見ますとやっぱり人件費、扶助費、公債費ですね。義務的なもの。人件費は減ってるとはいうものの比率も高うございます。そして扶助費等も大きく伸びております。そして、他会計への繰出金も伸びておりますという形で、39億円台、40億円を切る税収でもって、約107億円の予算を組んでい

くのは大変やっただろうと思いますし、これを見ていくと歳出の性質別を見ますと、本当に義務的なものとか、毎年しなければならんものをずっと引いてきたら、自由に使える金というたらほとんどなくて、柔軟性が極めて乏しくなってきたらと思うんですけども、そういったことについて見解をお聞きしたいと思います。

それと、予算書の一番最後です、公債費の残高です。確かに、今年度から増える傾向があるんだけど、ごめんなさい、前年度やね、27年度から増えてくるわけですけども、当該年度中の増減を見ても、償還していくものより発行が、特にエコロとか西播磨消防ですか、それから土木の関係の都市公園、これ見ても負債を発行してどんどんやっていく事業を選択しているから、それはやむを得んのかもしれんけども、そういった意味で、当該年度、この新年度が終わった段階でまた増えていくという形で、これ本当に大変なことやなと思うんですけども、そういったことについて、財政を担当してる部長、課長、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（井村淳子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） まず1点目の参考資料の性質別の内訳表をごらんいただいて、当然義務的経費なり、それらの経費がかなり増えております。公債費も増えてまいりますし、当然扶助費の増、今回7.4%前年度と比べて増えております。それとはまた別に、今年度は補助費等というのがございます。これにつきましては、認定子ども園とかそういったものの補助についてもかなり、これは経常的な費用ではございませんけども、若干増えております。こういった経緯を踏まえまして、今後まだまだ経常経費、ある程度の伸びは財政面としては考えております。ただし、当然それに見合う何かを歳出面で考えるなり、歳入面も考えながら、適正な財政運営ができるように、今後気をつけてまいりたいと考えております。

それともう一点、206ページの公債費のほ

うです、元金が増えてまいります。この3,800万円ほどの増の主な理由は、26年度債、新庁舎ですね、そちらの元金が始まってまいります。これに伴う増、それから消防のほうで高性能の指令台のほうです、そちらのほうの起債の残、元金償還が始まってまいります。これらによって今回増となっているものでございます。

いずれにしましても、今後、27年度多額の起債を起こすことを、まだ実際には借入先等はわかっておりませんが、起こすことを予定しております。当然、財政シミュレーションをしながら財政破綻、こういうことは絶対ないと思っておりますが、それぞれの収入、支出、歳入、歳出ともに検討を加えながら、財政指標を1つ1つ留意しながら、今後財政運用をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 132ページ、目3農業振興費、節19負担金・補助及び交付金ですけども、昨年11月にここの庁舎で農産物直売所、一般質問でも私させていただきましたが、スタートしましたが、「広報たいし」11月号にそのことが掲載してあったんですね。あとそれ以後、それについての周知は「広報たいし」では載ってないしということで、この立ち上げの趣旨が、11月号の「広報たいし」ではこういうふうに書いてあります、「地元の農産物を食べていただき、地産地消を進める」と、こういうふうにはっきりとうたわれて、そうした形で直売所ができております。となれば、まだまだ私は周知不足だと考えますね。これからタケノコもそろそろシーズンで出てきます。種類も多くなってきますので、より多くの方に地産地消ということに御協力いただく。そういう意味でももっともっとPRする、そういったことが大事ではないかと思っておりますが、どうですか。

○議長（井村淳子） 経済建設部長。

○**経済建設部長（堂本正広）** 一応、今のところ、ふれあい市にこの庁舎のほうで販売をしていただいております。おっしゃるとおり、これからタケノコが出てきますし、イチジクも出てきます。そういった中で、やはりちょっと売上げが余り芳しくないというのも事実でございます、その辺のことでふれあい市の方が開催の曜日ですね、庁舎での。それと今サンパークのところでも行ってるんですけども、その曜日の変更等々について協議をされてます。そんなところで、例えばこっちで土日やってますよと言っても、それがまた4月から変更するようなことがありましたら、またちょっとその辺がちぐはぐになりますんで、とりあえず今は庁舎の掲示板で——LEDの大きいやつで、販売やってますよというのは流ささせていただいてます。また、販売の日が確定したら、また4月以降に啓発をさせていただきたいというふうに、現在は考えております。

以上です。

○**議長（井村淳子）** 福井議員、3回終わりました。

ほかに質疑はありませんか。ございませんね。

（「なし」の声あり）

○**議長（井村淳子）** ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり7人の委員で構成する平成28年度一般会計予算委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（井村淳子）** 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は、7人の委員で構成する平成28年度一般会計予算委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成28年度一般会

計予算委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、長谷川正信議員、中薮清志議員、堀卓史議員、藤澤元之介議員、吉田日出夫議員、平田孝義議員、中島貞次議員、以上7人を指名したいと思います。それに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（井村淳子）** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました7人の議員を平成28年度一般会計予算委員会の委員に選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時51分）

（再開 午後1時51分）

○**議長（井村淳子）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。

休憩中に平成28年度一般会計予算委員会が開催され、委員会条例第8条第2項の規定に基づき、委員の互選により委員長に中島貞次議員、副委員長に平田孝義議員が選出されましたので、御報告申し上げます。

以上で報告は終わります。

~~~~~

日程第26 議案第30号 平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算

○**議長（井村淳子）** 日程第26、議案第30号平成28年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○**議長（井村淳子）** 質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思います。

す。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第27 議案第31号 平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算

○議長(井村淳子) 日程第27、議案第31号平成28年度兵庫県太子町介護保険特別会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 8ページ、9ページの歳入の部分で、介護保険料が前年度予算ベースで比べて1,305万7,000円増加ということなんです。この要因について説明願います。

○議長(井村淳子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(三輪元昭) 対象となった人数が増えたというのが一番大きな原因でございます。前年度は特徴の分としまして、7,518人を計上しておったんですが、今年度につきましては7,698人ということで180人の増、そして普通徴収につきましては、前年度690人を計上しておりましたが、ことしは708人ということで18人の増で、合計198人の増を見込んで計算のほうをさせていただいております。

以上です。

○議長(井村淳子) 中島貞次議員。

○中島貞次議員 増えたのはわかるんですけども、その要因ですね、40歳から当然払うんですけども、保険料の払い込みの40歳になる数が増えて、逆に高齢者の方の減少率が減ったとか、あるいは社会的にいろいろな要因で、経済的な収入の面でとかいろいろ、要因ですね、なぜ増えたのか、その要因について

何かわかるものがありますか。

○議長(井村淳子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(三輪元昭) 65歳以上の1号被保険者につきましては、こちらのほうは保険料となっております。40歳から65歳未満までの方につきましては、それぞれの健康保険のほうであわせて徴収をさせていただいて、支払基金のほうから交付をいただいております。ですので、この介護保険料そのものにつきましては、65歳以上になられた方が増えたという差額になっております。

以上です。

○議長(井村淳子) ほかに質疑はありませんか。

神南隆司議員。

○神南隆司議員 25ページをお願いいたします。

本年の3月から、介護予防生活支援サービス事業として、太子町は割と近隣よりは早く着手していただいているんですけども、これについて、先の常任委員会で事業については説明は受けましたけれども、やはり心の中で心配するのは、要支援1・2を市町の事業ですとか、けさの朝日新聞にも要介護1・2についてもいろいろと被保険者にとっては厳しい面が出てくるという形の報道がありましたけれども、そういった意味で本当にこの生活支援サービス事業、地域のみんで支えていこうという趣旨はよく理解できるんですけども、そういった意味で、これ本当に介護保険制度には入ってるんだけど、サービスが厳しくなったねというようなことが実際起きると大変なことになりますので、そのあたり本当に大丈夫なのかどうか、この28年度は本格的に、多分4月か5月ぐらいからだんだんと実効性が出てくるんだと思うんですけど、そういった面いかがでしょうか。

○議長(井村淳子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(三輪元昭) おっしゃられるとおり、町のほうの自由な裁量というんですか、考えられる地域の支援なり、地域の人々、団体を巻き込んでというんですか、み

んなで助け合ってやっていこうという、この趣旨っていうのは非常にいいかと思うんです。ただ、本当に一体になって協力が可能なのかどうかっていうのを、高年介護課のほうではずっと、まず役場の中の各課ヒアリングをしているような情報を得て、そして事業所に対しても説明会を行って協力を求めたりとかっていう形で、ずっと作業のほうを順次やっております。今後動かしてみないとわからないと言ったらちょっと申しわけないんですけども、精いっぱいサービスの質が落ちることがないように、職員ともどもやっていきたいと考えております。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

平田孝義議員。

○平田孝義議員 13ページの一般会計繰入金の中で、節1の保険給付事業繰入金、この件ですけど、前年度1,438万5,000円減額されて、今回減額された中で繰り入れたお金が3億853万円になっておるんですけど、3億1,756万円、これ金額が若干増えてるんですけど、これは人員的に増えてのことなんか、いろいろな想定からこれだけの金額になったのか、前年度は3億8,500万円で減額が生じてるんですけど、その件についてはどうなのか、1点だけお伺いいたします。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 午前中の補正のときにもちょっとお話しさせていただいたんですけども、当初予算を作成するときに、まだ事業計画のほうは全て完了しておりませんでしたので、なかなか困難な計算というんですか、算出したわけなんですけども、それをもって年度途中の補正で減らしたり増やしたりというような状況になってしまって、非常に申しわけなかったんですけども、今年度の当初予算につきましては、その辺のことをしっかり踏まえまして、給付費に係る事業費に対する国、県の補助とともに繰入金のほう、計算をさせていただいております。

以上です。

○議長（井村淳子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 この増額というのは、人員増ということで予算を組まれたということなんですか。

○議長（井村淳子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三輪元昭） 給付費の費用に応じて計算のほうをさせていただいております。

○議長（井村淳子） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第28 議案第32号 平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（井村淳子） 日程第28、議案第32号平成28年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井村淳子） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いま

す。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第29 議案第33号 平成28年度  
兵庫県太子町墓園事業特別会計予算

○議長(井村淳子) 日程第29、議案第33号平成28年度兵庫県太子町墓園事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。ございませんね。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第33号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第30 議案第34号 平成28年度
兵庫県太子町下水道事業特別会計予算

○議長(井村淳子) 日程第30、議案第34号平成28年度兵庫県太子町下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第34号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。
したがって、議案第34号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第31 議案第35号 平成28年度  
兵庫県太子町水道事業会計予算

○議長(井村淳子) 日程第31、議案第35号平成28年度兵庫県太子町水道事業会計予算を議題とします。

本案については、2月24日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 質疑なしと認めます。  
お諮りします。

ただいま議題となっています議案第35号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり経済建設常任委員会に付託することにしたいと思いません。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井村淳子) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第35号は経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は3月7日午前10時から開催いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後2時08分)